

高額被害につながるケースも！
投資詐欺にご注意を！

証券会社を名乗る人物

から、「枚方市内にiPS

細胞を研究するための大きな研究所がで

きるので、出資を募っている」と電話があ

った。興味が無いと断ると、「枠に限りが

あるので、あなたの名義を貸してほしい」

「謝礼を支払う」と言われたら承した。

後ほど研究所を名乗って、投資に対する

謝礼の電話があった。名義を貸しただけだ

と告げると、「名義貸しは法律違反だ」と

言い、投資額を支払うよう言われた。投資

会社には電話がつかなくなってきた。どう

したら良いか。



アドバイス

1. 劇場型勧誘（買え買え詐欺）に注意しましょう！

この事例は、劇場型勧誘（買え買え詐欺）と呼ばれるもので、複数の人物が役回りを分担して消費者をだまそうとする手口です。「代わりに買ってくれたら高値で買い取る」「立て替えてくれれば後で返金する」「あなたの名前で買った」などとお金を騙し取ろうとします。「名義を貸してくれたら謝礼を払う」と持ちかけられ、後ほど「名義貸しは法律違反だ」などと脅してお金を騙し取ろうとするケースも見られます。

2. 話題性のあるテーマに便乗した手口が次々登場するので、ご注意ください。

詐欺業者は、再生可能エネルギーや有料老人ホームの入居権などの高齢者が興味を引きそうな話題や、iPS細胞や、東京オリンピック、マイナンバー等、話題性のあるテーマで興味を引こうとします。不審な勧誘の電話がかかってきたら、相手にせずすぐに電話を切ってください。ご不安な場合は消費生活センターへご相談ください。万が一金銭被害に遭ってしまったら、すぐに警察へ連絡を！

最近寄せられた 【相談事例】



警察名で圧着はがきが届いたけれど本物？

**実は…被害防止のための
重要なお知らせです！**

【事例】

大阪府警察本部府民安全対策課名ではがきが届き「あなたの名前や住所、電話番号が詐欺事件の犯人グループから押収した名簿に掲載されていた」とあり、詐欺事例や被害に遭わないための心得の記載がある。本当に警察が送っているものなのか。以前のように被害に遭いたくないので対処を教えてください。

アドバイス

★大阪府警察本部では、全国の警察が逮捕した詐欺事件の犯人グループから押収した名簿に記載

載のある大阪府民に対し、被害防止のために、左図の啓発はがきを12月から順次郵送してまいります。（大阪府警察本部 生活安全部 府民安全対策課と大阪府消費生活センターの連名です）

事例の相談者宅に送付されたものは、このはがきと同じで大阪府警からのものでした。

★このはがきのお問い合わせについては、大阪府警察本部 生活安全部 府民安全対策課 防犯活動第二係 TEL 06-6943-1234 内線34443へご相談ください。

★詐欺グループが警察や公的機関を詐称してはがきを送りつけたり、警察官に成りすまして騙す手口もありますので、十分にご注意ください。

悪質商法による被害にあわないための

「あ い う え お」

- あ ▶ あげない！
すぐに扉を開けない
- い ▶ いりません！
「いりません」は、はっきりと
- う ▶ うまい話は要注意！
「もうかる」「今ならお得」には要注意
- え ▶ えんりよなくまわりに相談！
1人で決めず、家族や知人にすぐ相談
- お ▶ おかしいと思ったら
消費生活相談窓口へ！

おかしいな、困ったと思ったら
消費者ホットライン **188** (局番なし)

警察へのご意見・ご要望・苦情や事件事故等に関する相談は
警察相談専用電話 **#9110**

ハガキに関するお問い合わせは、内側をご覧ください。

POST CARD
料金別納郵便
親展

【発信者】
〒540-8540 大阪市中央区大手前三丁目1番11号
大阪府警察本部生活安全部 府民安全対策課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北二丁目1番10号
アジア太平洋トレードセンターITM棟3階
大阪府消費生活センター

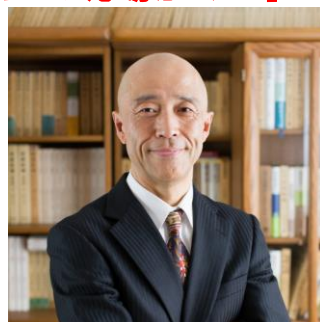
宛先不明の場合は、警察本部に返送願います。

催し予告

平成27年度 消費者教育講演会

「身近な消費者問題～弁護士の現場から～」

日時：平成28年3月16日（水）
14時～15時30分
講師：弁護士 菊地 幸夫さん
会場：メセナひらかた会館
2階 多目的ホール
定員：抽選で300人
受講：無料。当選はがきが必要。



申込：往復はがきに、①講演会名、②申込者全員の氏名・郵便番号・住所・電話番号（1枚に3名まで）③保育・手話の希望の有無を記入の上、消費生活センターまでお申込みください。2月19日必着。
詳しくは広報1月号もしくはチラシをご確認ください。

平成27年度消費生活地域啓発 リーダー養成講座受講者募集中！

後を絶たない悪質商法などの消費者トラブルから身を守るため、消費者問題についての基礎知識を学習し、地域で活かしてみませんか。

【講座日程】

平成28年2月4日（木）～
3月17日（木）毎週木曜日全6回
いずれも、午前10時から正午まで

※全日程出席可能な方対象

※受講無料

※詳しくは、広報ひらかた1月号、公共機関に配布している募集チラシ及びホームページでご確認ください

*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々の協力で配布しています。